審査基準（公表用）

様式第３号

所管課　　河川砂防課

法令名	地すべり等防止法	法令番号	昭和３３年法律第３０号
手続名	知事以外の者の施工する工事の承認	根拠条項	第１１条第１項

審査基準	1.　「地すべり等防止法の施行について」（昭和３３年５月２７日３３林野第６０８６号、建発河第９０号、農林事務次官及び建設事務次官通達）の記の第七による。

受付機関	河川砂防課（土木事務所）	処理機関	河川砂防課	交付機関	河川砂防課（土木事務所）	標準処理期間　３０日 標準経由期間　１０日	目次No.	４１